【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成24年11月14日

【四半期会計期間】 第88期第2四半期(自 平成24年7月1日 至 平成24年9月30日)

【会社名】 日本化学産業株式会社

【英訳名】 NIHON KAGAKU SANGYO CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 柳澤英二

【本店の所在の場所】 東京都台東区下谷二丁目20番5号

【電話番号】 03(3873)9223(代表)

【事務連絡者氏名】 総務部長 百 瀬 譲

【最寄りの連絡場所】 東京都台東区下谷二丁目20番5号

【電話番号】 03(3873)9223(代表)

【事務連絡者氏名】 総務部長 百 瀬 譲

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

日本化学産業株式会社大阪支店

(大阪市中央区上町一丁目23番10号)

日本化学産業株式会社名古屋支店

(名古屋市中区新栄二丁目16番13号)

第一部 【企業情報】

第1【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第87期 第 2 四半期 連結累計期間	第88期 第 2 四半期 連結累計期間	第87期
会計期間		自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日	自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日	自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日
売上高	(百万円)	10,958	8,967	20,761
経常利益	(百万円)	1,360	890	2,129
四半期(当期)純利益	(百万円)	759	710	1,368
四半期包括利益又は包 括利益	(百万円)	616	581	1,220
純資産額	(百万円)	23,190	24,102	23,659
総資産額	(百万円)	28,522	29,083	28,802
1 株当たり四半期 (当期)純利益金額	(円)	38.52	35.89	69.32
潜在株式調整後 1株当たり四半期 (当期)純利益金額	(円)			
自己資本比率	(%)	81.3	82.9	82.1
営業活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	906	1,366	2,750
投資活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	627	757	968
財務活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	71	9	320
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高	(百万円)	6,993	8,837	8,213

回次		第87期 第 2 四半期 連結会計期間	第88期 第 2 四半期 連結会計期間
会計期間		自 平成23年7月1日 至 平成23年9月30日	自 平成24年7月1日 至 平成24年9月30日
1 株当たり 四半期純利益金額	(円)	13.49	11.79

- (注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
 - 2 売上高には、消費税等は含まれておりません。
 - 3 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。
 - 4 1株当たり四半期(当期)純利益の算定における期中平均株式数については、「株式会社三井住友銀行(にっかさん従業員持株会信託口)」が所有する当社株式を連結貸借対照表において自己株式として表示していることから、当該株式の数(第87期201,000株、第87期第2四半期連結累計期間245,000株、第88期第2四半期連結累計期間163,000株)を控除しております。

2 【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)において営まれている事業の内容に重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の異常な変動等又は、 前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はありません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等は行われておりません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第2四半期連結累計期間(平成24年4月1日~平成24年9月30日)におけるわが国経済は、東日本大震災からの復興需要および補正予算執行の本格化、エコカー補助金等の政策効果により緩やかな回復基調にありましたが、後半には政策効果も一巡し足踏み状態となり、また欧州の債務問題に伴う海外経済の減速や円高基調の継続、情報技術関連業界の大幅な減産が見込まれる等、依然として先行きについては厳しい見通しが強まる中で推移しました。

このような状況のもと、当社グループは、新製品や新規用途開発品を中心に販売・生産数量の確保、新規ユーザー開拓、タイ海外子会社における大規模洪水からの早期復旧、価格競争力を増すための全社挙げての低コスト体質強化に努めました。しかしながら当第2四半期の当社グループ全体の売上高は、主力の薬品事業が、前連結会計年度の東京電力原子力発電所事故後の納入先の複数購買化の動き、情報技術関連製品の納入先企業の需要減、タイの海外子会社の洪水被害による生産・納入停止の影響が期の前半まで残ったこと等による数量面での減と非鉄金属相場下落に伴う納入価格ダウン等の売価面での減等に伴い、売上高が前年同四半期比大幅な減少となり、また、建材部門の売上高は住宅ローン減税や政府の住宅購入支援策等を背景に堅調に推移したものの、主要納入先の着工戸数減少もあり、前年同四半期比で若干ながら低下したことから、グループ全体としては前年同四半期比1,991百万円18.2%減の8,967百万円となりました。

利益面では、薬品部門における更なる安価原料、リサイクル原料の活用拡大等低コスト体質の強化に努めましたが、減収および生産数量減に伴う固定費負担の増加、上記非鉄金属相場下落に伴う原価に先行した売価低落、上記海外子会社の営業損失等により、営業利益は前年同四半期比474百万円36.9%減の812百万円となりました。経常利益は前年同四半期比469百万円34.5%減の890百万円、四半期純利益は、前年同四半期に計上した東京電力福島第一・第二原子力発電所事故関係の災害損失や投資有価証券評価損等特別損失が減少し、東京電力原子力発電所事故に伴う損害補償金284百万円を特別利益に計上したこともあり、前年同四半期比48百万円6.4%減の710百万円となりました。

セグメントの業績は次のとおりであります。

薬品事業

主力の薬品事業は、前述の通りの納入先の複数購買化の動き、情報技術関連製品の需要減、タイの海外子会社の洪水被害による生産・納入停止の影響が期の前半まで残ったこと等による数量面での減と非鉄金属相場下落に伴う納入価格ダウン等の売価面での減等により、売上高が前年同四半期比大幅に減少し、1,946百万円20.5%減の7,547百万円となりました。利益面も、前述した通り、減収および生産数量減に伴う固定費負担の増加、上記

非鉄金属相場下落に伴う原価に先行した売価低落、上記海外子会社の営業損失等により、営業利益は前年同四半期比471百万円42.8%減の630百万円となりました。

建材事業

建材事業は、前述の通りの主要納入先の着工数減少もあり、売上高は44百万円3.1%減の1,419百万円となりました。利益面では、コスト削減効果等により、営業利益は16百万円4.2%増の411百万円となりました。

(2) 財政状態の分析

当第2四半期連結会計期間末における流動資産は、売上減に伴い売上債権が減少したものの、現金および預金が増加したことから、前連結会計年度末比18百万円増の19,445百万円となりました。

また、固定資産は、有形固定資産が海外子会社増資に伴う設備投資を進めたこと等により前連結会計年度末比257百万円増の5,738百万円となり、また投資その他の資産は株式市場の低迷に伴う株価の下落等により投資有価証券が減少したものの、前連結会計年度に期間満了した従業員に対する福利厚生の傷害保険を現状に合わせ再加入したことにより保険積立金が増加し前連結会計年度末比7百万円増の3,876百万円となったことから、全体では前連結会計年度末比262百万円増の9,638百万円となりました。この結果、総資産は前連結会計年度末に比べ、281百万円増の29,083百万円となりました。一方、負債は、流動負債が生産数量減少による仕入債務減により、前連結会計年度末比70百万円減の4,340百万円となり、固定負債は前連結会計年度末比90百万円減の640百万円となりました。また、純資産が利益剰余金の増加により前連結会計年度末比442百万円増となったため24,102百万円となり、自己資本比率は前年度末の82.1%から82.9%になりました。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結累計期間における現金及び現金同等物(以下「資金」という)は、営業活動によるキャッシュ・フローで1,366百万円増加、投資活動によるキャッシュ・フローで757百万円減少、財務活動によるキャッシュ・フローで9百万円増加し、この結果、当第2四半期連結累計期間末は、前連結会計年度末に比べ624百万円増加し、8,837百万円となりました。また、前年同四半期比では1,844百万円の増加となりました。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期連結累計期間における営業活動による資金は、1,366百万円の増加(前年同四半期は906百万円の資金の増加)となりました。この主な要因は、法人税等の支払額433百万円、仕入債務の減少額288百万円があったものの、税金等調整前四半期純利益が1,142百万円、売上債権の減少額678百万円、減価償却費378百万円等に加え、その他として、補償金の受取額284百万円により資金が増加したことであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期連結累計期間における投資活動による資金は、757百万円の減少(前年同四半期は627百万円の資金の減少)となりました。この主な要因は、有形固定資産の取得による支出が506百万円、保険積立金の積立による支出が178百万円あったこと等であります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期連結累計期間における財務活動による資金は、9百万円の増加(前年同四半期は71百万円の資金の減少)となりました。この主な要因は、配当金の支払額が157百万円あったものの、短期借入金の純増額が164百万円あったこと等であります。

(4) 研究開発活動

当第2四半期連結累計期間の研究開発費の総額は180百万円であります。

(5) 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針株式会社の支配に関する基本方針

. 基本方針の内容

当社は、市場のグローバル化、株式持合いの解消等が進む中で、買収対象企業の同意を得ることなく、企業価値ひいては株主の皆様共同の利益を毀損する敵対的買収のリスクは高まっていると認識しております。もとより、当社といたしましては、買収提案が、当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益の最大化を図るものである等、当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益に資する場合は、これを一概に否定するものではありません。

しかしながら、敵対的買収の中には、一時的、短期的に高配当、高株価を実現することを目的とするもの、買収後の経営方針・計画が当社の培ってきた経営基盤と無縁で実現性に乏しい曖昧なものや、当社や株主の皆様に買収提案の内容を検討する情報や時間すら与えないもの等、当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益を毀損する、あるいはそのおそれが顕著であるものも少なくないと考えております。

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の経営の基本方針及び当社を支える各利害関係者との信頼関係を十分に理解した上で当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益を中長期的に確保又は向上させることを真摯に目指す者でなければならないと考えております。

したがいまして、当社の経営の基本方針及び当社を支える各利害関係者との信頼関係を十分に理解せずに、上記のような当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益を著しく損なうおそれのある株式の大規模買付け等を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

. 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、柳澤二郎氏、柳澤三郎氏の両名が、昭和14年8月に有機・無機の工業薬品の製造を目的に創業した柳澤有機化学工業所を前身とし、その販売部門として、昭和21年2月設立した、日本化学産業株式会社と柳澤有機化学工業所を昭和23年4月に統合して製造・販売一体の現在の営業の基盤を完成させ今日に到っております。当社の取扱品は一般的な装飾用めっき薬品が主でありましたが、新規の製品開発・用途開発を積極的に進めた結果、現在は0A機器・エレクトロニクス等幅広い分野に用いられる表面処理用薬品・触媒用薬品・電池用薬品・セラミックス・ガラス用薬品等、多品種・多用途にわたる無機・有機金属薬品を製造販売する薬品事業に成長し、昭和38年に進出した建材事業は、アルミよろい戸をはじめ多数の製品を開発し、現在は防火・通気(換気)・防水関連で特殊な機能を持つ住宅建材製品を主に製造販売しています。

これらは、当社が長年にわたり開発、蓄積したノウハウ・それに基づく開発力と薬品製造における生産技術力、建材製造における金属加工技術力により成し得たものであり、それらによりユーザーの要望・ニーズにお応えすることによって高い評価をいただいてまいりました。

当社の「経営の基本方針」は、薬品・建材両事業における先端的技術と独創的開発をさらに追求し、企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上していくことにあります。その実現のため、向こう3カ年を期限とする中期経営計画においては、昨年3月に発生した東日本大震災とこれに起因する東京電力福島原子力発電所事故及びタイの連結対象子会社が被った大規模洪水よりの完全な回復を前提としつつ、新製品開発・実績化、新規ユーザー開拓と、これに対応した福島第二工場の早期生産開始、タイの子会社サイアムNKS社新工場の早期建設・生産開始を目指し、尚且つ、事業継続計画の観点から、他の工場を含め「最適生産体制・最大生産体制」の構築をしてまいります。一方で、引き続いて、設備と要員の一段の効率化及び安価原料・リサイクル原料の使用拡大を図ることにより、低コスト体質を構築してまいります。

そのため、まず従来から取り組んできた現行薬品・建材事業の拡大強化・環境対応型表面処理用薬品やリチウムイオン電池用正極材等の情報技術関連薬品をはじめとする高付加価値新製品への開発投資や新規事業の開拓等に取り組んでまいります。その上で安価原料・リサイクル原料の一層の活用を中心に、総てのコスト・経費を見直し、徹底して削減を図ることとしています。当社は、この計画を達成することにより、強靭な事業体質の構築及び収益力の確保が図られ、企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益が確保・向上されるものと確信しており、株主の皆様ほか取引先、従業員等ステークホルダーとの信頼関係も一層強化できるものと考えておりま

す。

当社は、企業価値ひいては株主の皆様共同の利益の確保・向上に邁進する一方で、「企業は公器」との理念に基づき、コーポレート・ガバナンスの充実と透明性、信頼性の高いコンプライアンスの遵守も最も重要な課題であると位置づけて実践しております。

コンプライアンスの遵守については、綱領としての「日本化学産業行動規範」及び「コンプライアンス委員会規程」を策定し、コンプライアンス委員会規程に基づき委員会を組織し、同委員会において作成した「コンプライアンスマニュアル」を全役員及び従業員へ配布し、コンプライアンスの周知徹底を図っております。

当社は、供給する製品群について、今後も常に環境と安全性に最大限考慮する等、社会的責任を果たすことを重視して行動し、この姿勢を継続することにより資本市場からの一層の評価が得られるよう努力していく所存であります。

. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成21年5月13日開催の取締役会において、新株予約権と信託の仕組みを利用した信託型ライツ・プ ラン(以下「第二回信託型ライツ・プラン」といいます。)を設定することを決議し、同年6月26日開催の当社第 84回定時株主総会にて、株主の皆様のご承認を頂きました。第二回信託型ライツ・プランの有効期間が、平成24 年6月30日をもって満了するため、同年5月24日開催の取締役会において、第三回信託型ライツ・プラン(以下 「本信託型ライツ・プラン」といいます。)を設定することを決議し、同年6月28日開催の第87回定時株主総会 において、株主の皆様のご承認を頂いております。本信託型ライツ・プランは、当社の株券等の保有者及びその 共同保有者であって議決権割合が15%を超える者になったことを示す公表がなされた日の翌日から起算して14 日間が経過したとき、及び、当社の株券等について、買付け等の後におけるその者の所有に係る株券等の議決権 割合がその者の特別関係者の議決権割合と合計して15%を超えることとなるような公開買付けの開始公告を 行ったことを示す公表がなされた日の翌日から起算して14日間が経過したとき等に限り、原則として、当社議決 権割合の15%を超える割合を有する大規模買付者グループ以外の者が行使できる新株予約権を、あらかじめ特 定の信託銀行に対して発行する仕組みです。この仕組みが存在することによって、当社取締役会は、大規模買付 者グループについて情報の収集・検討等を行い、株主の皆様にその経営方針やそれが当社の企業価値ひいては 株主の皆様共同の利益に与えうる影響等を説明することや、代替案を提示する機会並びにそのための時間を確 保できることとなります。そして、これを利用して株主の皆様のために大規模買付者と交渉し、当社の企業価値 ひいては株主の皆様共同の利益の確保又は向上に資すると判断された場合を除いては、本信託型ライツ・プラ ンを発動することとなります。

当社は、三井住友信託銀行株式会社に対して、(a)大規模買付者グループに属する者による新株予約権の行使を認めない旨の条項及び(b)当社が大規模買付者グループに属する以外の者から新株予約権を取得し、その対価として当社普通株式を交付することができる旨の条項(取得条項)等を付した新株予約権を無償で発行いたします。本信託型ライツ・プランに係る新株予約権(以下「本新株予約権」といいます。)の募集事項は以下のとおりです。

(本新株予約権募集事項)

- (1) 申込期日
 - 平成24年6月29日(金)
- (2) 割当日(会社法第238条第1項第4号に定義される。) 平成24年6月29日(金)

- (3) 本新株予約権の目的である株式の種類及び数
 - 1) 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。
 - 2) 本新株予約権の行使により当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の有する当社普通株式を移転(以下当社普通株式の発行又はこれに代わる当社の有する当社普通株式の移転を当社普通株式の「交付」という。)する数の総数は、25,000,000株とする。ただし、下記3)又は4)により対象株式数(下記3)に定義される。)が調整される場合には、当該調整後の対象株式数に本新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。
 - 3) 各本新株予約権の行使により当社普通株式を交付する数(以下「対象株式数」という。)は、1株とする。ただし、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、対象株式数は次の算式により調整されるものとする。

調整後対象株式数 = 調整前対象株式数×分割・併合の比率

なお、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていないものについてのみ行われ、調整の結果生ずる1株未満の端数は切り捨てるものとし、現金による調整は行わない。また、これらの端数処理については、その後に生じた対象株式数の調整事由に基づく対象株式数の調整にあたり、かかる端数を調整前対象株式数に適切に反映した上で、調整後対象株式数を算出するものとする。

4) 上記3)の対象株式数の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な調整を行う。 資本金の額の減少、新設分割、吸収分割、合併又は株式交換のために対象株式数の調整を必要とするとき。

その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により対象株式数の調整を必要とするとき。

(4) 本新株予約権の総数

25,000,000個

(5) 各本新株予約権の払込価額

無償とする。

(6) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当社普通株式1株当たりの額(以下「行使価額」という。)に対象株式数を乗じた価額とする。行使価額は1円とする。

(7) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の払込取扱銀行及び払込取扱場所

三井住友信託銀行株式会社 本店

東京都千代田区丸の内一丁目4番1号

(8) 本新株予約権の行使期間

平成24年7月1日(日)から平成27年6月30日(火)(ただし、平成27年6月30日(火)以前に権利発動事由(下記(9)1)に定義される。)が発生した場合には、当該権利発動事由が発生した日から6ヶ月間経過した日)までとする。ただし、本新株予約権の行使期間の最終日が払込取扱場所の休業日にあたるときは、その翌営業日を最終日とする。

- (9) 本新株予約権の行使の条件
 - 1) 下記 乃至 に記載される者を除く一又は複数の者が、本新株予約権の割当日の前後を問わず、
 - (ア) 当社が発行者である株券等(金融商品取引法第27条の23第1項に定義される。)の保有者(同法第27条の23第1項の保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含む。)及びその共同保有者(同法第27条の23第5項に定義される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含む。また、保有者との間でフィナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関並びに保有者の公開買付代理人及び主幹事証券会社は、共同保有者とみなす。)であって、15%を超える議決権割合を有する者(当社取締役会が、別途定めるライツ・プラン運用ガイド

ライン(以下「ライツ・プラン運用ガイドライン」という。)に規定される企業価値特別委員会(以下「特別委員会」という。)の意見を徴した上で、当社が発行者である株券等について15%を超える議決権割合を有する保有者及び共同保有者であると相当の根拠に基づき合理的に認めた者を含み、以下これらの者を総称して「大量保有者グループ」という。)になったことを示す公表(ある者が大量保有者グループ」という。)になったことを示す公表(ある者が大量保有者グループに属する者となったことを当社取締役会が認識した後遅滞なく、当社取締役会の決議に基づき、東京証券取引所制定に係る有価証券上場規程所定の開示の方法に従い、当社取締役会が、ある者が大量保有者グループに属する者となったことを認識した旨を開示し、かつ、当社ホームページ上に掲載した上で、当社定款所定の公告方法に従い、ある者が大量保有者グループに属する者となった旨の公告を行ったことをいうものとする。)が全てなされた日の翌日から起算して14日間(ただし、当社取締役会は、ライツ・プラン運用ガイドラインに従い、かかる期間を延長することができる。)が経過したとき(当該期間中に当該大量保有者グループ全体の所有に係る議決権割合が15%以下となったことが明らかになった場合及び当該大量保有者グループを形成する大規模買付者(後に定義される。)が下記に定める者であると当社取締役会が認めた場合を除く。)、

又は、

(イ) 当社が発行者である株券等(同法第27条の2第1項に定義される。以下本(イ)において同じ。)につい て、公開買付け(同法第27条の2第6項に定義される公開買付けであって、同法第27条の2第1項に規 定する買付け等の後におけるその者の所有(これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第 1項で定める場合を含む。)に係る株券等の議決権割合がその者の特別関係者(同法第27条の2第7項 に定義される。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付け の開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除く。また、その者との間でフィナンシャル・アド バイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関並びにその者の公開買付代理人及 び主幹事証券会社は、特別関係者とみなす。以下本項において同じ。)の議決権割合と合計して15%を超 える場合に限る。以下同じ。)(また、以下、上記公開買付けを行う者を「公開買付者」といい、公開買付 者と上記特別関係者を総称して「公開買付者グループ」という。)の公告を行ったことを示す公表(あ る者が公開買付者グループに属する者となったことを当社取締役会が認識した後遅滞なく、当社取締 役会の決議に基づき、東京証券取引所制定に係る有価証券上場規程所定の開示の方法に従い、当社取締 役会が、ある者が公開買付者グループに属する者となったことを認識した旨を開示し、かつ、当社ホー ムページ上に掲載した上で、当社定款所定の公告方法に従い、ある者が公開買付者グループに属する者 となった旨の公告を行ったことをいうものとする。)が全てなされた日の翌日から起算して14日間(た だし、当社取締役会は、ライツ・プラン運用ガイドラインに従いかかる期間を延長することができる。) が経過したとき(当該期間中に当該公開買付けが撤回された場合及び当該公開買付けを行った者が下 記 に定める者であると当社取締役会が認めた場合を除く。)(以下、上記(ア)又は(イ)に定める事由を それぞれ「権利発動事由」といい、権利発動事由が発生した時点をそれぞれ「権利発動事由発生時 点」という。)

以降に限り、大量保有者グループ又は公開買付者グループに属する者以外の者のみが、下記(14)及び(15)に定めるところにより、本新株予約権を行使することができる。なお、大量保有者グループ及び公開買付者グループ(これらを総称して、以下「大規模買付者グループ」という。)には、(i)これらのグループに属する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受け又は承継した者、(ii)これらのグループに属する者又は上記(i)に該当する者の関連者(実質的にその者が支配する者又はその者に支配され若しくはその者と共同の支配下にある者として、特別委員会の意思を徴した上で当社取締役会が相当の根拠に基づき合理的に認めた者をいう。)及び(iii)これらのグループに属する者又は上記(i)若しくは(ii)に該当する者と協調して行動する者として、特別委員会の意思を徴した上で当社取締役会が相当の根拠に基づき

合理的に認めた者(取締役会が行う、上記(ii)及び(iii)に該当する者か否かの認定は、新たな出資関係、業務提携関係、取引ないし契約関係、役員兼任関係、資金提供関係、信用供与関係、デリバティブや貸株等を通じた当社株券等に関する実質的な利害関係の形成や、大規模買付者グループに属する者又は(i)に該当する者及び上記(ii)又は(iii)に該当するか否か判断の対象となっている者が当社に対して直接・間接に及ぼす影響等を基礎に行うものとする。)も含まれるものとする。

また、大量保有者グループを形成する保有者(上記(ア)所定の「保有者」)及び公開買付者グループに属する公開買付者(上記(イ)所定の「公開買付者」)を総称して「大規模買付者」という。

当社又は当社の子会社

当社を支配する意図なく大規模買付者となった者である旨当社取締役会が認めた者であって、かつ、大規模買付者になった後14日間(ただし、当社取締役会はかかる期間を延長することができる。)以内にその保有する当社の株券等を処分等することにより大規模買付者ではなくなった者

当社による自己株式の取得その他の理由により、自己の意思によることなく大規模買付者になった者である旨当社取締役会が認めた者(ただし、その後、自己の意思により当社の株券等を新たに取得した場合を除く。)

当社を委託者とする信託の受託者として本新株予約権をその発行時に取得し、保有している者、又はかかる者からかかる信託の受託者としての地位を承継した者(当該信託の受託者としての当該者に限り、以下「受託者」という。)

上記 から までに掲げる者のほか、当社取締役会がライツ・プラン運用ガイドラインに従い、その者による当社の株券等の取得又は保有(以下「買収」という。)が当社の企業価値ひいては株主の共同の利益の確保又は向上に資すると認めた者(一定の条件の下に当社の企業価値ひいては株主の共同の利益の確保又は向上に資すると当社取締役会が認めた場合には、当該一定の条件が継続して満たされている場合に限る。)

2) 上記1)にかかわらず、ある者による大規模買付け等に関し権利発動事由が生じた場合において、当該大規模買付け等につき、(i)次の各号に規定する事由(以下「脅威」という。)がいずれも存しない場合、又は(ii) 一若しくは複数の脅威が存するにもかかわらず、本新株予約権の行使を認めることが当該脅威との関係で相当でない場合には、本新株予約権に係る新株予約権者(以下「本新株予約権者」という。)は、本新株予約権を行使することができない。なお、上記(i)又は(ii)の場合に該当するか否かについては、ライツ・プラン運用ガイドラインに定められる手続に従い判断されるものとする。

当該大規模買付け等がその目的やその完了後に予定されている又は想定される当社に関する経営方針等に鑑み当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益を損なうことが明白であること

当社取締役会が当該大規模買付け等について十分な情報を取得できないこと、又はこれを取得した後、当該大規模買付け等に対する代替案を提示するために合理的に必要な期間が存しないこと

当該大規模買付け等に係る取引の仕組みがそれに応じることを当社の株主に事実上強要するものであること

当該大規模買付け等の条件(対価の価額・種類、時期、方法の適法性、実行の蓋然性、完了後における当社の取引先、従業員等の当社に係る利害関係者の処遇方針等を含む。)が当社の本源的価値に鑑み不十分又は不適切であること

上記 乃至 のほか、当該大規模買付け等又はこれに係る取引が当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益の最大化(当社の取引先、従業員等の当社に係る利害関係者の利益が勘案されるものとする。以下同じ。)を妨げる重大なおそれがあること

3) 上記2)のほか、ある者による大規模買付け等に関し権利発動事由が生じた場合において、当社取締役会の提示又は賛同する、当該大規模買付け等とは別の代替案が存在し、当該代替案が当社に係る支配権の移転

(特定の者が当社の総株主の議決権の3分の1を超えて保有することとなる行為をいう。)を伴う場合で、かつ、(i)当該大規模買付け等が当社が発行者である普通株式全てを現金により買い付ける旨の公開買付けのみにより実施されており、(ii)当該大規模買付け等がその目的やその完了後に予定されている又は想定される当社に関する経営方針等に鑑み当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益を損なうことが明白でなく、(iii)当該大規模買付け等に係る取引の仕組みがそれに応じることを当社の株主に事実上強要するものでなく、かつ、(iv)当該大規模買付け等又はこれに係る取引が当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益の最大化を妨げる重大なおそれがないものである場合には、本新株予約権は行使することができない。なお、上記の場合に該当するか否かについては、ライツ・プラン運用ガイドラインに定められる手続に従い判断されるものとする。

- 4) 上記2)及び3)のほか、適用ある外国の法令上、当該法令の管轄地域に所在する者が本新株予約権を行使するために、(i)所定の手続の履行若しくは(ii)所定の条件(一定期間の行使禁止、所定の書類の提出等を含む。)の充足、又は(iii)その双方(以下「準拠法行使手続・条件」と総称する。)が必要とされる場合には、当該管轄地域に所在する者は、当該準拠法行使手続・条件が全て履行又は充足された場合に限り、本新株予約権を行使することができる。ただし、当該管轄地域に所在する者が本新株予約権を行使するために当社が履行又は充足することが必要とされる準拠法行使手続・条件については、当社としてこれを履行又は充足する義務は負わないものとする。また、当該管轄地域に所在する者が本新株予約権を行使することが当該法令上認められない場合には、当該管轄地域に所在する者は、本新株予約権を行使することができない。
- 5) 受託者は、受託者の地位に基づいて本新株予約権を行使することができない。なお、受託者たる信託銀行又は信託会社が、固有勘定又は上記1) に規定する信託以外の信託に係る信託勘定によって保有する本新株 予約権を行使することを妨げるものではない。
- 6) 新株予約権者が、上記1)から5)までの規定に従い新株予約権を行使できない場合であっても、当社は、当該新株予約権者に対して、損害賠償責任その他の責任を一切負わないものとする。

(10) 本新株予約権の取得事由及び条件

1) 当社は、権利発動事由発生時点以降上記(8)所定の本新株予約権の行使期間が満了する時までの間で当社 取締役会が特別委員会の勧告に基づき別途定める日において、上記(9)に従い本新株予約権を行使すること ができる者及び上記(9)4)により本新株予約権を行使することができない者(上記(9)2)、3)又は5)の規定に

- より本新株予約権を行使することができない者を除く。)から、当該者の有する本新株予約権を取得し、それらの者に対し、その対価として、当社普通株式を交付することができる。
- 2) 上記1)のほか、当社は、次の各号所定のいずれかの事由に該当する場合には、いつでも、当社取締役会の定める日(ただし、以下の 又は の決議があった場合には、当該決議があった日の翌日から起算して3営業日が経過した日)において、本新株予約権の全部を無償で取得する。

権利発動事由が生じた場合であって、上記(9)2)又は3)に従い本新株予約権の全部を行使することができない場合

当社取締役会が当社の企業価値ひいては株主の共同の利益を最大化するために必要であると認めた場合

当社取締役会が本新株予約権を発行する目的を達成するための新たな制度の導入に際して必要があると認めた場合

上記 乃至 のほか、当社取締役会が本新株予約権の全部を無償で取得することが適切であると判断し、その旨決議した場合

特別委員会が本新株予約権の全部を無償で取得することが適切であると判断し、その旨決議した場合当社の株主総会において、本新株予約権全部を無償で取得すべき旨が会社法第309条第1項所定の方法により決議された場合

- (11) 取得の対価として交付される株式の種類及び数
 - 1) 上記(10)に従った本新株予約権の取得の対価として交付される株式の種類は当社普通株式とする。
 - 2) 上記(10)に従った本新株予約権の取得の対価として交付される当社普通株式の総数は、25,000,000株とする。ただし、下記3)及び4)により交付株式数(下記3)に定義される。)が調整される場合には、当該調整後の交付株式数に本新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。
 - 3) 各本新株予約権の取得の対価として交付される当社普通株式の数(以下「交付株式数」という。)は、1 株とする。ただし、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、交付株式数は次の算式により調整されるものとする。

調整後交付株式数 = 調整前交付株式数 × 分割・併合の比率

なお、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていないものについてのみ行われ、調整の結果生ずる1株未満の端数は切り捨てるものとし、現金による調整は行わない。また、これらの端数処理については、その後に生じた交付株式数の調整事由に基づく交付株式数の調整にあたり、かかる端数を調整前交付株式数に適切に反映した上で、調整後交付株式数を算出するものとする。

- 4) 上記3)の交付株式数の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な調整を行う。 資本金の額の減少、新設分割、吸収分割、合併又は株式交換のために交付株式数の調整を必要とするとき その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により交付株式数の調整 を必要とするとき
- (12) 合併・吸収分割・新設分割・株式交換・株式移転時における本新株予約権に代わる新株予約権交付に関する事項

当社が次の1)から5)までに掲げる行為(以下「合併等」という。)を行う場合は、当該時点において行使又は取得されていない本新株予約権に代わる新株予約権を、当該1)から5)までに定める株式会社(以下「存続株式会社等」という。)に、下記 乃至 の各号の定めに従い、交付させることができる。ただし、当該交付に関し、下記 乃至 の各号の決定方針に沿う記載のある当該1)から5)までに定める契約又は計画につき当社の株主総会の承認を受けた場合に限るものとする。

1) 合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)

合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社:吸収合併契約又は新設合併契約

2) 吸収分割

吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する株式会社:吸収 分割契約

3) 新設分割

新設分割により設立する株式会社:新設分割計画

4) 株式交換

株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社:株式交換契約

5) 株式移転

株式移転により設立する株式会社:株式移転計画

新株予約権の目的となる存続株式会社等の株式の種類

存続株式会社等の普通株式

新株予約権の目的となる存続株式会社等の株式の数

合併等の条件等を勘案の上、目的となる存続会社株式等の株式の数につき合理的な調整を加える。調整後の1株未満の端数は切り捨てる。

新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額

合併等の条件等を勘案の上、行使価額につき合理的な調整を加える。調整後の1円未満の端数は切り上げる。

承継された新株予約権の権利行使期間、その他の権利行使の条件、取得事由等 上記(8)乃至(11)等に準じて、合併等に際して当社取締役会が決定する。 取締役会による譲渡承認について

新株予約権の譲渡については、存続株式会社等の取締役会の承認を要する。なお、譲渡人が、上記(9)4)の規定により本新株予約権を行使することができない者(上記(9)2)、3)又は5)の規定により本新株予約権を行使することができない者を除く。)であるときは、当社取締役会は、下記(16) 乃至 の事由等を勘案して上記承認をするか否かを決定する。

(13) 本新株予約権の行使により新株を発行する場合における増加する資本金の額及び資本準備金の額本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条に従い算出される資本金等増加限度額全額とし、資本準備金は増加しないものとする。

(14) 本新株予約権の行使の方法及び行使の請求場所

本新株予約権の行使は、当該行使に係る本新株予約権の目的たる株式の行使価額全額に相当する金銭を払込取扱場所に払い込むとともに、当社所定の新株予約権行使請求書(当該本新株予約権者が大規模買付者グループに属する者に該当せず、かかるいずれかの者のために行使しようとしているものではないこと等の表明・保証条項及び補償条項を含む。)に行使する本新株予約権の個数、対象株式数及び住所等の必要事項を記載し、これに記名押印した上、必要に応じて別途定める本新株予約権行使に要する書類並びに会社法、金融商品取引法その他の法令及びその関連法規(日本証券業協会及び本邦金融商品取引所の定める規則等を含む。)の下でその時々において要求されるその他の書類(以下「添付書類」という。)を添えて新株予約権の行使場所又は自らの口座を開設する口座管理機関に提出することにより行われるものとする。なお、本新株予約権者は、その所有する各本新株予約権を個別に行使することができるものとし、かかる個別行使の際に残余の本新株予約権がある場合には、当社は、当該本新株予約権者の個別行使の日付と残余の本新株予約権の個数とを新株予約権原簿に記載又は記録するものとする。

(15) 本新株予約権行使請求の効力発生時期

本新株予約権の行使請求の効力発生時期は、上記(14)の規定に従い、行使に係る本新株予約権行使請求書及び添付書類が新株予約権の行使場所に到着した時(ただし、権利発動事由発生時点以降においては、かかる到着した時又は当社取締役会が特別委員会の勧告に基づき定めた一定の時で公表されたもののいずれか遅い時)とする。本新株予約権の行使の効力は、かかる本新株予約権の行使請求の効力が生じた場合であって、かつ、当該行使に係る本新株予約権の目的たる株式の行使価額全額に相当する金銭が払込取扱場所において払い込まれた時に生じるものとする。

(16) 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要する。なお、譲渡人が、上記(9)4)の規定により本新株予約権を行使することができない者(上記(9)2)、3)又は5)の規定により本新株予約権を行使することができない者を除く。)であるときは、当社取締役会は、以下の事由等を勘案して上記承認をするか否かを決定する。

当該管轄地域に所在する者による本新株予約権の全部又は一部の譲渡に関し、譲渡人により譲受人が作成 し署名又は記名押印した確認書(下記 乃至 についての表明・保証条項及び補償条項を含む。)が提出さ れていること

譲渡人及び譲受人が大規模買付者グループに属する者でないこと

譲受人が当該管轄地域に所在せず、当該管轄地域に所在する者のために譲り受けようとしている者ではないこと

譲受人が上記 及び に定めるいずれかの者のために譲り受けようとしている者でないこと

(17) 本新株予約権証券の発行

本新株予約権に係る新株予約権証券は、発行しない。

(18) 割当先

三井住友信託銀行株式会社

(19) 法令の改正等による修正

本新株予約権発行後、法令又は関連する金融商品取引所の規則若しくはガイドラインの新たな制定又は改廃により、上記各項に定める条項ないし用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合においては、当該制定又は改廃の趣旨を考慮の上、上記各項に定める条項ないし用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えるものとする。ただし、当社取締役会が別途定める場合はこの限りではない。

. 上記 . の取組みについての取締役会の判断

当社の中期経営計画の策定等による企業価値向上に向けた取組み、コーポレート・ガバナンスの強化等の各取組みは、当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益を確保し、向上させることを目的とし、結果として当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益に反する株式の大規模買付けの防止に資するものです。従いまして、上記 . の取組みは上記 . の当社の基本方針に沿うものであり、当社の株主の皆様共同の利益を損なうものでなく、又、当社の役員の地位の維持を目的とするものでもないと考えております。

. 上記 . の取組みについての取締役会の判断

当社取締役会は、上記 . の取組みは当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益に反する大規模買付けを防止するものでありますことから、上記 . の取組みは、上記 . の当社の基本方針に沿って策定されたものであると考えております。

また、当社取締役会は、上記 .の取組みは、以下の 乃至 から、株主の皆様共同の利益を損なうものではなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものでもないと考えております。

設定に際しての株主総会特別決議による承認

米国のライツ・プランは一般的に取締役会決議のみで導入されています。これに対し、当社が設定する本信託型ライツ・プランは、新株予約権の発行に際し株主総会の特別決議を取得することを予定しております。

合理的な客観的解除要件の設定

前述のように、本新株予約権は、買収提案が当社の利益に資する場合には行使することができないように、 客観的な条件が定められています。

本新株予約権の行使条件の充足の有無の判断等については、前述のとおり、特別委員会がライツ・プラン運用ガイドラインに定める手続に従ってこれを行い、当社取締役会は、かかる特別委員会の判断を最大限尊重して、当社としての最終決定を行うこととなります。

本新株予約権の無償取得可能性の確保(デッドハンド性の否定)

当社取締役会は、本新株予約権を行使することができない場合には、本新株予約権が行使可能になる時点を先送りする等しない限り、原則として当社が本新株予約権を無償にて取得することを決議しなければなりません。

これに加え、当社取締役会は、一定の場合には、いつでも当社が本新株予約権を取得することを決議することができるものとされています。いわゆる委任状勧誘合戦の結果、大規模買付者により選任された取締役によって構成される当社取締役会もこの権限を有するため、議決権行使を通じて株主の皆様の意思表示が反映されることが確保されているといえます。

以上から、本信託型ライツ・プランにおける本新株予約権は、米国でかつて存在した、いわゆるデッドハンド・ピル、スローハンド・ピルなどといったライツ・プランと全く異なるものです。

ライツ・プラン運用ガイドラインの採択

当社取締役会は、本新株予約権が合理的に利用されるために、有事の際の発動・維持・解除等に関する判断権者、手続、判断方法等を具体的に記載したライツ・プラン運用ガイドラインを、特別委員会の同意を得て当社取締役会において決議することとしております。

独立社外者のみからなる特別委員会の設置

本信託型ライツ・プランの必要性及び相当性を確保し、経営者の保身のための濫用を防止するために、特別委員会を設置し、当社取締役会の判断の公正さを担保し、その恣意的な判断を排除するために、当社取締役会は特別委員会の勧告を最大限尊重するものとしています。本信託型ライツ・プラン設定時の特別委員会は、社外監査役1名及び社外有識者2名のみにより構成され、今後も独立社外者のみから構成されるものとしています。特別委員会は、具体的には、株主の皆様に代わり、株主の皆様のために、情報の収集や買収提案の検討を行い、大規模買付者との交渉を指示し、本信託型ライツ・プランの発動、行使条件充足時期の先送り及び新株予約権の無償取得の是非等に関する決定を行い、当社取締役会に勧告する役割等を果たします。

第三者専門家の意見の取得

大規模買付者グループが出現すると、特別委員会は、当社の費用で、独立した第三者(フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士等の専門家)の助言を受けることができるとされています。

有効期間を限定していること(サンセット条項)

新株予約権の行使期間は原則として平成27年6月30日(火)までの3年間とされており、かかる3年経過後において信託型ライツ・プランを設定する場合には、再度株主総会の特別決議を経ることが予定されています。

当社取締役の任期(1年)の維持(期差任期型取締役会の不存在)

米国の多くの企業においては、取締役を三つのグループに分け、その任期をずらす期差任期型取締役会をライツ・プランと併用することにより、ライツ・プランに非常に高い防衛効果を付与しています。これに対し、当社は、当社取締役の任期を1年としており、期差任期型取締役会を有しておらず、当社は、本信託型ライツ・プランの設定後も、この状態を維持することとしております。

また、会社法第341条により、当社取締役は株主総会の過半数の決議で解任されることもできます。当社取締役会としては、株主の皆様が、毎年、株主総会における議決権の行使による当社取締役の選解任を通じ、本信託型ライツ・プランの是非についてご判断されることが適切であると考えております。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)	
普通株式	80,000,000	
計	80,000,000	

【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成24年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成24年11月14日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	20,680,000	20,680,000	東京証券取引所 市場第二部	単元株式数は 1,000株であります。
計	20,680,000	20,680,000		

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

- (3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】 該当事項はありません。
- (4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成24年 9 月30日		20,680		1,034,000		337,867

(6) 【大株主の状況】

平成24年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
日化産取引先グループ持株会	東京都台東区下谷2丁目20番5号	2,229	10.78
三井生命保険株式会社	東京都千代田区大手町2丁目1番1号	1,000	4.84
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内1丁目1番2号	970	4.69
にっかさん従業員持株会	東京都台東区下谷2丁目20番5号	919	4.45
株式会社東京都民銀行	東京都港区六本木2丁目3番11号	660	3.19
あいおいニッセイ同和損害保険 株式会社	東京都渋谷区恵比寿1丁目28番1号	627	3.03
日本パーカライジング株式会社	東京都中央区日本橋1丁目15番1号	410	1.98
株式会社近畿大阪銀行	大阪府大阪市中央区城見1丁目4番27号	404	1.95
株式会社りそな銀行	大阪府大阪市中央区備後町2丁目2番1号	400	1.93
DEUTSCHE BANK AG LONDON-PB NON-TREATY CLIENTS 613 常任代理人 ドイツ証券株式会社	TAUNUSANLAGE 12,D-60325 FRANKFURT AM MAIN, FEDERAL REPUBLIC OF GERMANY 東京都千代田区永田町2丁目11番1号	372	1.80
計		7,991	38.65

⁽注) 1 所有株式数は千株未満を切り捨てて表示しております。

² 上記のほか、当社が所有している自己株式698千株(3.38%)があります。

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成24年9月30日現在

			<u> </u>
区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 861,000	163	
完全議決権株式(その他)	普通株式19,712,000	19,712	
単元未満株式	普通株式 107,000		1 単元(千株)未満の株式
発行済株式総数	20,680,000		
総株主の議決権		19,875	

- (注) 1 「完全議決権株式(自己株式等)」欄は、「株式会社三井住友銀行(にっかさん従業員持株会信託口)」所有の株式 163,000株を含めて表示しております。
 - 2 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式225株が含まれております。

【自己株式等】

平成24年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 日本化学産業株式会社	東京都台東区下谷 2 丁目20番 5 号	861,000		861,000	4.16
計		861,000		861,000	4.16

⁽注) 当社保有の自己株式数には、「株式会社三井住友銀行(にっかさん従業員持株会信託口)」が所有する当社株式数163,000株が含まれております。

EDINET提出書類 日本化学産業株式会社(E00786) 四半期報告書

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間(平成24年7月1日から平成24年9月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成24年4月1日から平成24年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、明和監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】 (1)【四半期連結貸借対照表】

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成24年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	8,513,481	9,137,860
受取手形及び売掛金	6,591,519	5,913,537
商品及び製品	1,082,312	1,088,837
仕掛品	1,004,348	1,099,475
原材料及び貯蔵品	1,933,025	1,931,152
繰延税金資産	198,554	219,909
その他	105,081	56,035
貸倒引当金	2,040	1,730
流動資産合計	19,426,282	19,445,079
固定資産		
有形固定資産		
機械装置及び運搬具(純額)	1,707,123	1,765,420
その他(純額)	3,774,212	3,973,234
有形固定資産合計	5,481,336	5,738,655
無形固定資産	25,564	23,530
投資その他の資産		
投資有価証券	1,672,510	1,447,540
その他	2,198,443	2,430,717
貸倒引当金	1,570	1,570
投資その他の資産合計	3,869,383	3,876,687
固定資産合計	9,376,283	9,638,874
資産合計	28,802,566	29,083,953
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	2,388,928	2,100,889
短期借入金	596,496	760,896
未払法人税等	433,841	453,362
賞与引当金	320,000	315,000
役員賞与引当金	25,000	15,000
災害損失引当金	19,709	9,219
その他	627,484	686,452
流動負債合計	4,411,461	4,340,820
固定負債		
繰延税金負債	172,478	132,549
退職給付引当金	313,780	305,553
環境対策引当金	9,532	9,532
資産除去債務	107,930	109,149
その他	127,445	83,675
固定負債合計	731,167	640,460
負債合計	5,142,628	4,981,280

	前連結会計年度 (平成24年 3 月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成24年9月30日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,034,000	1,034,000
資本剰余金	560,441	565,825
利益剰余金	22,663,235	23,215,611
自己株式	358,400	344,003
株主資本合計	23,899,277	24,471,433
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	81,547	59,321
為替換算調整勘定	320,886	309,438
その他の包括利益累計額合計	239,339	368,760
純資産合計	23,659,938	24,102,673
負債純資産合計	28,802,566	29,083,953

(2)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】 【四半期連結損益計算書】 【第2四半期連結累計期間】

売上高 10,958,923 8,967,057 売上原価 8,574,577 7,043,894 売上総利益 2,384,345 1,923,162 販売費及び一般管理費 1,098,176 1,111,115 営業利益 1,286,168 812,047 営業外収益 9,978 6,071 受取利息 9,978 6,071 受取配当金 22,688 20,668 不動産賃貸料 16,489 15,440 補助金収入 16,934 34,966 その他 25,659 21,510 営業外収益合計 91,750 98,656 営業外費用 5,440 6,482 賃貸収入原価 5,595 5,211 その他 28 1,150 営業外費用合計 17,124 19,866 経常利益 1,360,794 890,837 特別利益 210 853 受取補償金 - 284,426 特別利益会計 210 285 受取補償金 - 2,434 特別有価節管理所価債 53,716 17,900 災害による損失 51,701		前第2四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)
売上総利益 2,384,345 1,923,162 販売費及び一般管理費 1,098,176 1,111,115 営業利益 1,286,168 812,047 営業外収益 9,978 6,071 受取利息 9,978 20,668 不動産賃貸料 16,489 15,440 補助金収入 16,934 34,966 その他 25,659 21,510 営業外費用 5 98,656 営業外費用 5,440 6,822 賃貸収入原価 5,595 5,211 その他 28 1,150 営業外費用合計 17,124 19,866 経常利益 1,360,794 890,837 特別利益 210 883 受取補償金 2 284,426 特別利益合計 210 285,280 特別利夫 1 2 285,280 特別損失 53,716 17,900 災害による損失 51,701 10,183 特別損失合計 114,473 33,496 稅金等調整前四半期純利益 1,246,530 1,142,621 法人税等 486,952 431,988 少数株主損益調整前四半期純利益 759,578 710,633	売上高	10,958,923	8,967,057
販売費及び一般管理費 1.098.176 1.11.115 営業利益 1,286,168 812,047 営業外収益 9,978 6,071 受取和息 9,978 6,071 受取配当金 22,688 20,668 不動産賃貸料 16,489 15,440 補助金収入 16,934 34,966 その他 25,659 21,510 営業外費用 91,750 98,656 営業外費用 5,540 6,482 賃貸収入原価 5,595 5,211 その他 28 1,150 営業外費用合計 17,124 19,866 経常利益 1,360,794 890,837 特別利益 210 853 受取補債金 - 284,426 特別利益合計 210 285,280 特別損失 5,3716 17,900 災害による損失 51,701 10,183 特別損失合計 114,473 33,496 稅金等調整前四半期純利益 1,246,530 1,142,621 法人稅等 486,952 431,988 少数株主損益調整前四半期純利益 759,578 710,633	売上原価	8,574,577	7,043,894
営業利益 1,286,168 812,047 営業外収益 9,978 6,071 受取利息 9,978 6,071 受取配当金 22,688 20,668 不動産賃貸料 16,489 15,440 村間金収入 16,934 34,966 その他 25,659 21,510 営業外収益合計 91,750 98,656 営業外費用 5,505 5,211 その他 28 1,150 営業外費用合計 17,124 19,866 経常利益 1,360,794 890,837 特別利益 210 853 受取補償金 2 284,426 特別利益合計 210 285,280 特別損失 1 17,900 災害による損失 51,701 10,183 特別損失合計 114,473 33,496 稅金等調整前四半期純利益 1,246,530 1,142,621 法人税等 486,952 431,988 少数株主損益調整前四半期純利益 759,578 710,633	売上総利益	2,384,345	1,923,162
営業外収益 9,978 6,071 受取配当金 22,688 20,668 不動産賃貸料 16,489 15,440 補助金収入 16,934 34,966 その他 25,659 21,510 営業外収益合計 91,750 98,656 営業外費用 支払利息 6,060 7,021 売上割引 5,440 6,482 賃貸収入原価 5,595 5,211 その他 28 1,150 営業外費用合計 17,124 19,866 経常利益 1,360,794 890,837 特別利益 210 853 受取補償金 - 284,426 特別利益合計 210 285,280 特別損失 53,716 17,900 災害による損失 51,701 10,183 特別損失会計 114,473 33,496 稅金等調整前四半期純利益 1,246,530 1,142,621 法人税等 486,952 431,988 少数株主損益調整前四半期純利益 759,578 710,633	販売費及び一般管理費	1,098,176	1,111,115
受取利息 9,978 6,071 受取配当金 22,688 20,668 不動産賃貸料 16,489 15,440 補助金収入 16,934 34,966 その他 25,659 21,510 営業外収益合計 91,750 98,656 営業外費用 支払利息 6,060 7,021 売上割引 5,440 6,482 賃貸収入原価 5,595 5,211 その他 28 1,150 営業外費用合計 17,124 19,866 経常利益 1,360,794 890,837 特別利益 210 853 受取補償金 - 284,426 特別利長今 210 285,280 特別損失 33,716 17,900 災害による損失 51,701 10,183 特別損失合計 114,473 33,496 税金等調整前四半期純利益 1,246,530 1,142,621 法人税等 486,952 431,988 少数株主損益調整的四半期純利益 759,578 710,633	営業利益	1,286,168	812,047
受取配当金22,68820,668不動産賃貸料16,48915,440補助金収入16,93434,966その他25,65921,510営業外収益合計91,75098,656営業外費用支払利息6,0607,021売上割引5,4406,482賃貸収入原価5,5955,211その他281,150営業外費用合計17,12419,866経常利益17,12419,866経常利益13,360,794890,837特別利益210853受取補償金-284,426特別利益合計210285,280特別損失53,71617,900災害による損失9,0565,413投資有価証券評価損53,71617,900災害による損失51,70110,183特別損失合計114,47333,496税金等調整前四半期純利益1,246,5301,142,621法人税等486,952431,988少数株主損益調整前四半期純利益759,578710,633	営業外収益		
不動産賃貸料 補助金収入16,489 16,934 16,934 25,659 21,510 25,659 21,510 25,659 21,510 25,659 21,510 25,659 	受取利息	9,978	6,071
補助金収入 16,934 34,966 その他 25,659 21,510 営業外収益合計 91,750 98,656 営業外費用 支払利息 6,060 7,021 売上割引 5,440 6,482 賃貸収入原価 5,595 5,211 その他 28 1,150 営業外費用合計 17,124 19,866 経常利益 1,360,794 890,837 特別利益合 210 853 受取補償金 - 284,426 特別利益合計 210 853 受取補償金 - 284,426 特別利益合計 210 285,280 特別損失 固定資産除却損 9,056 5,413 投資有価証券評価損 53,716 17,900 災害による損失 51,701 10,183 特別損失合計 114,473 33,496 税金等調整前四半期純利益 1,246,530 1,142,621 法人税等 486,952 431,988	受取配当金	22,688	20,668
その他25,65921,510営業外収益合計91,75098,656営業外費用支払利息6,0607,021売上割引5,4406,482賃貸収入原価5,5955,211その他281,150営業外費用合計17,12419,866経常利益1,360,794890,837特別利益210853受取補償金-284,426特別利益合計210285,280特別損失210285,280特別損失53,71617,900災害による損失51,70110,183特別損失合計114,47333,496税金等調整前四半期純利益1,246,5301,142,621法人税等486,952431,988少数株主損益調整前四半期純利益759,578710,633	不動産賃貸料	16,489	15,440
営業外収益合計 91,750 98,656 営業外費用 支払利息 6,060 7,021 売上割引 5,440 6,482 賃貸収入原価 5,595 5,211 その他 28 1,150 営業外費用合計 17,124 19,866 経常利益 1,360,794 890,837 特別利益 210 853 受取補償金 - 284,426 特別利益合計 210 285,280 特別損失 210 285,280 特別損失 9,056 5,413 25,280 特別損失 33,716 17,900 次書による損失 51,701 10,183 10,183 114,473 33,496 税金等調整前四半期純利益 1,246,530 1,142,621 法人税等 486,952 431,988 少数株主損益調整前四半期純利益 759,578 710,633	補助金収入	16,934	34,966
営業外費用 6,060 7,021 売上割引 5,440 6,482 賃貸収入原価 5,595 5,211 その他 28 1,150 営業外費用合計 17,124 19,866 経常利益 1,360,794 890,837 特別利益 210 853 受取補償金 - 284,426 特別利益合計 210 285,280 特別損失 53,716 17,900 災害による損失 51,701 10,183 特別損失合計 114,473 33,496 税金等調整前四半期純利益 1,246,530 1,142,621 法人税等 486,952 431,988 少数株主損益調整前四半期純利益 759,578 710,633	その他	25,659	21,510
支払利息6,0607,021売上割引5,4406,482賃貸収入原価5,5955,211その他281,150営業外費用合計17,12419,866経常利益1,360,794890,837特別利益210853受取補償金-284,426特別利益合計210285,280特別損失国定資産除却損9,0565,413投資有価証券評価損53,71617,900災害による損失51,70110,183特別損失合計114,47333,496税金等調整前四半期純利益1,246,5301,142,621法人税等486,952431,988少数株主損益調整前四半期純利益759,578710,633	営業外収益合計	91,750	98,656
売上割引 5,440 6,482 賃貸収入原価 5,595 5,211 その他 28 1,150 営業外費用合計 17,124 19,866 経常利益 1,360,794 890,837 特別利益 210 853 受取補償金 - 284,426 特別利益合計 210 285,280 特別損失 53,716 17,900 災害による損失 51,701 10,183 特別損失合計 114,473 33,496 税金等調整前四半期純利益 1,246,530 1,142,621 法人税等 486,952 431,988 少数株主損益調整前四半期純利益 759,578 710,633	営業外費用		
賃貸収入原価5,5955,211その他281,150営業外費用合計17,12419,866経常利益1,360,794890,837特別利益210853受取補償金-284,426特別利益合計210285,280特別損失53,71617,900災害による損失51,70110,183特別損失合計114,47333,496税金等調整前四半期純利益1,246,5301,142,621法人税等486,952431,988少数株主損益調整前四半期純利益759,578710,633	支払利息	6,060	7,021
その他281,150営業外費用合計17,12419,866経常利益1,360,794890,837特別利益210853受取補償金-284,426特別利益合計210285,280特別損失固定資産除却損9,0565,413投資有価証券評価損53,71617,900災害による損失51,70110,183特別損失合計114,47333,496税金等調整前四半期純利益1,246,5301,142,621法人税等486,952431,988少数株主損益調整前四半期純利益759,578710,633	売上割引	5,440	6,482
営業外費用合計17,12419,866経常利益1,360,794890,837特別利益210853受取補償金-284,426特別利益合計210285,280特別損失国定資産除却損9,0565,413投資有価証券評価損53,71617,900災害による損失51,70110,183特別損失合計114,47333,496税金等調整前四半期純利益1,246,5301,142,621法人税等486,952431,988少数株主損益調整前四半期純利益759,578710,633	賃貸収入原価	5,595	5,211
経常利益 1,360,794 890,837 特別利益 210 853 受取補償金 - 284,426 特別利益合計 210 285,280 特別損失	その他	28	1,150
特別利益210853受取補償金- 284,426特別利益合計210285,280特別損失33固定資産除却損9,0565,413投資有価証券評価損53,71617,900災害による損失51,70110,183特別損失合計114,47333,496税金等調整前四半期純利益1,246,5301,142,621法人税等486,952431,988少数株主損益調整前四半期純利益759,578710,633	営業外費用合計	17,124	19,866
固定資産売却益210853受取補償金-284,426特別利益合計210285,280特別損失53,71617,900災害による損失51,70110,183特別損失合計114,47333,496税金等調整前四半期純利益1,246,5301,142,621法人税等486,952431,988少数株主損益調整前四半期純利益759,578710,633	経常利益	1,360,794	890,837
受取補償金-284,426特別利益合計210285,280特別損失固定資産除却損9,0565,413投資有価証券評価損53,71617,900災害による損失51,70110,183特別損失合計114,47333,496税金等調整前四半期純利益1,246,5301,142,621法人税等486,952431,988少数株主損益調整前四半期純利益759,578710,633	特別利益		
特別利益合計210285,280特別損失9,0565,413投資有価証券評価損53,71617,900災害による損失51,70110,183特別損失合計114,47333,496税金等調整前四半期純利益1,246,5301,142,621法人税等486,952431,988少数株主損益調整前四半期純利益759,578710,633	固定資産売却益	210	853
特別損失 固定資産除却損 9,056 5,413 投資有価証券評価損 53,716 17,900 災害による損失 51,701 10,183 特別損失合計 114,473 33,496 税金等調整前四半期純利益 1,246,530 1,142,621 法人税等 486,952 431,988 少数株主損益調整前四半期純利益 759,578 710,633	受取補償金	-	284,426
固定資産除却損9,0565,413投資有価証券評価損53,71617,900災害による損失51,70110,183特別損失合計114,47333,496税金等調整前四半期純利益1,246,5301,142,621法人税等486,952431,988少数株主損益調整前四半期純利益759,578710,633	特別利益合計	210	285,280
投資有価証券評価損 53,716 17,900 災害による損失 51,701 10,183 特別損失合計 114,473 33,496 税金等調整前四半期純利益 1,246,530 1,142,621 法人税等 486,952 431,988 少数株主損益調整前四半期純利益 759,578 710,633	特別損失		
災害による損失51,70110,183特別損失合計114,47333,496税金等調整前四半期純利益1,246,5301,142,621法人税等486,952431,988少数株主損益調整前四半期純利益759,578710,633	固定資産除却損	9,056	5,413
特別損失合計114,47333,496税金等調整前四半期純利益1,246,5301,142,621法人税等486,952431,988少数株主損益調整前四半期純利益759,578710,633	投資有価証券評価損	53,716	17,900
税金等調整前四半期純利益1,246,5301,142,621法人税等486,952431,988少数株主損益調整前四半期純利益759,578710,633	災害による損失	51,701	10,183
法人税等486,952431,988少数株主損益調整前四半期純利益759,578710,633	特別損失合計	114,473	33,496
少数株主損益調整前四半期純利益 759,578 710,633	税金等調整前四半期純利益	1,246,530	1,142,621
	法人税等	486,952	431,988
四半期純利益 759,578 710,633	少数株主損益調整前四半期純利益	759,578	710,633
	四半期純利益	759,578	710,633

【四半期連結包括利益計算書】 【第2四半期連結累計期間】

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益	759,578	710,633
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	105,943	140,869
為替換算調整勘定	36,977	11,447
その他の包括利益合計	142,921	129,421
四半期包括利益	616,657	581,212
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	616,657	581,212
少数株主に係る四半期包括利益	-	-

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	1,246,530	1,142,621
減価償却費	478,014	378,116
貸倒引当金の増減額(は減少)	21,938	101
賞与引当金の増減額(は減少)	50,000	5,000
役員賞与引当金の増減額(は減少)	12,500	10,000
退職給付引当金の増減額(は減少)	7,130	8,252
災害損失引当金の増減額(は減少)	50,344	10,515
固定資産除却損	9,056	5,413
固定資産売却損益(は益)	210	853
投資有価証券評価損益(は益)	53,716	17,900
受取利息及び受取配当金	32,667	26,739
支払利息	6,060	7,021
受取補償金	-	284,426
災害損失	-	734
売上債権の増減額(は増加)	1,058,550	678,076
たな卸資産の増減額(は増加)	690,185	99,519
仕入債務の増減額(は減少)	339,788	288,141
未払消費税等の増減額(は減少)	14,136	22,225
その他	22,097	23,197
小計	1,683,397	1,497,306
利息及び配当金の受取額	31,389	26,739
利息の支払額	6,060	7,021
法人税等の支払額	801,869	433,864
補償金の受取額	-	284,426
災害損失の支払額	-	734
	906,857	1,366,852
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の払戻による収入	800,000	1,300,000
定期預金の預入による支出	800,000	1,300,000
有形固定資産の取得による支出	569,687	506,851
有形固定資産の売却による収入	430	1,014
無形固定資産の取得による支出	3,611	-
投資有価証券の取得による支出	794	10,656
生命保険積立金の積立による支出	29,745	18,736
保険積立金の積立による支出	-	178,949
その他	24,088	43,695
投資活動によるキャッシュ・フロー	627,497	757,874

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	755,000	824,400
短期借入金の返済による支出	659,000	660,000
差入保証金の回収による収入	-	39,674
ファイナンス・リース債務の返済による支出	31,052	57,154
自己株式の取得による支出	242	781
自己株式の売却による収入	20,258	20,562
配当金の支払額	156,894	157,394
財務活動によるキャッシュ・フロー	71,932	9,304
現金及び現金同等物に係る換算差額	13,521	6,097
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	193,907	624,379
現金及び現金同等物の期首残高	6,799,293	8,213,481
現金及び現金同等物の四半期末残高	6,993,200	8,837,860

【会計方針の変更等】

(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)

当社は、法人税法の改正に伴い、第1四半期連結会計期間より、平成24年4月1日以降に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。

これによる当第2四半期連結累計期間の損益に与える影響は軽微であります。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

形が、四半期連結会計期間末残高に含まれております。

(税金費用の計算)

当連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算する方法を採用しております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

四半期連結会計期間末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。 なお、当第2四半期連結会計期間末日が金融機関の休日であったため、次の四半期連結会計期間末日満期手

	前連結会計年度 (平成24年 3 月31日)	当第 2 四半期連結会計期間 (平成24年 9 月30日)
受取手形	183,676千円	158,877千円
支払手形	104,611千円	134,581千円

(四半期連結損益計算書関係)

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前第 2 四半期連結累計期間 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年 9 月30日)	当第 2 四半期連結累計期間 (自 平成24年 4 月 1 日 至 平成24年 9 月30日)
運送費及び保管費	205,753千円	198,701千円
給与賞与	276,501千円	270,673千円
賞与引当金繰入額	119,807千円	100,728千円
役員賞与引当金繰入額	17,500千円	15,000千円
退職給付費用	25,924千円	25,631千円
研究開発費	191,419千円	180,572千円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前第 2 四半期連結累計期間 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年 9 月30日)	当第 2 四半期連結累計期間 (自 平成24年 4 月 1 日 至 平成24年 9 月30日)	
現金及び預金 現金関制制 3 か月を超える	7,293,200千円	9,137,860千円	
定期預金	300,000千円	300,000千円	
現金及び預金同等物	6,993,200千円	8,837,860千円	

(株主資本等関係)

前第2四半期連結累計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)

1 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年 5 月13日 取締役会	普通株式	159,874	8.00	平成23年 3 月31日	平成23年 6 月14日	利益剰余金

- (注) 配当金の総額には「株式会社三井住友銀行(にっかさん従業員持株会信託口)」が所有する当社株式279,000株に対する 配当金2,232千円を含んでおります。
- 2 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間の末日後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
P成23年11月4日 双締役会	普通株式	159,871	8.00	平成23年 9 月30日	平成23年12月 5 日	利益剰余金

(注) 配当金の総額には「株式会社三井住友銀行(にっかさん従業員持株会信託口)」が所有する当社株式245,000株に対する 配当金1,960千円を含んでおります。

当第2四半期連結累計期間(自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)

1 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成24年 5 月11日 取締役会	普通株式	159,865	8.00	平成24年 3 月31日	平成24年 6 月13日	利益剰余金

- (注) 配当金の総額には「株式会社三井住友銀行(にっかさん従業員持株会信託口)」が所有する当社株式201,000株に対する 配当金1,608千円を含んでおります。
- 2 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間の末日後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成24年11月9日 取締役会	普通株式	159,854	8.00	平成24年 9 月30日	平成24年12月 4 日	利益剰余金

(注) 配当金の総額には「株式会社三井住友銀行(にっかさん従業員持株会信託口)」が所有する当社株式163,000株に対する配当金1,304千円を含んでおります。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第2四半期連結累計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

報告セグメント				調整額	四半期連結損益 計算書計上額
	薬品事業	建材事業	計	(注)1	(注)2
売上高					
(1) 外部顧客に対する売上高	9,494,870	1,464,052	10,958,923		10,958,923
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高					
計	9,494,870	1,464,052	10,958,923		10,958,923
セグメント利益	1,102,325	394,730	1,497,055	210,887	1,286,168

- (注) 1. セグメント利益の調整額 210,887千円は、報告セグメントに帰属しない提出会社本社での総務部等管理部門に係る 費用であります。
 - 2. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。
- 2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報 該当事項はありません。

当第2四半期連結累計期間(自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

	調整額	四半期連結損益 計算書計上額			
	薬品事業	建材事業	計	(注)1	計算音前工額 (注)2
売上高					
(1) 外部顧客に対する売上高	7,547,913	1,419,143	8,967,057		8,967,057
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高					
計	7,547,913	1,419,143	8,967,057		8,967,057
セグメント利益	630,651	411,361	1,042,013	229,965	812,047

- (注) 1. セグメント利益の調整額 229,965千円は、報告セグメントに帰属しない提出会社本社での総務部等管理部門に係る 費用であります。
 - 2. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

- 2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報 該当事項はありません。
- 3. 報告セグメントの変更等に関する事項

会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更に記載のとおり、法人税法の改正に伴い、第1四半期連結会計期間より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更したため、報告セグメントの減価償却の方法を改正後の法人税法に基づく方法に変更しております。

これによる当第2四半期連結累計期間の損益に与える影響は軽微であります。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第2四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)
1株当たり四半期純利益金額(円)	38.52	35.89
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(千円)	759,578	710,633
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る四半期純利益金額(千円)	759,578	710,633
普通株式の期中平均株式数(千株)	19,720	19,798
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1 株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかっ た潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変 動があったものの概要		

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため、記載しておりません。
 - 2.「株式会社三井住友銀行(にっかさん従業員持株会信託口)」が所有する当社株式(前第2四半期連結累計期間 245,000株、当第2四半期連結累計期間163,000株)は、1株当たり情報の算定の基礎となる期中平均株式数から除い ております。

(重要な後発事象)

タイの連結子会社であるネクサス・エレケミック社及びサイアム・エヌケーエス社は、昨年10月に発生した洪水により被災しましたが、提出日時点において、付保していた損害保険の受取額が確定し入金されていることにより、当連結会計年度において、保険金の受取りによる収入111,292千円を計上する予定です。

なお、保険金受取額は、ネクサス・エレケミック社が39,463千バーツ(99,054千円)、サイアム・エヌケーエス社が4,875千バーツ(12,238千円)であります。また、既受取分を含めると、受取総額は、ネクサス・エレケミック社が79,463千バーツ(199,454千円)、サイアム・エヌケーエス社が13,158千バーツ(33,027千円)であります。

2 【その他】

平成24年11月9日開催の取締役会において、平成24年9月30日の最終の株主名簿に記録された株主に対し、次のとおり中間配当を行うことを決議いたしました。

1.配当金の総額 159,854千円

2.1株当たりの金額 8.00円

3.支払請求権の効力発生日及び支払開始日 平成24年12月4日

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成24年11月14日

日本化学産業株式会社 取締役会 御中

明和監査法人

代表社員 業務執行社員 公認会計士 川 﨑 浩

業務執行社員 公認会計士 鈴 木 誠

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている日本化学産業株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間(平成24年7月1日から平成24年9月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成24年4月1日から平成24年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、日本化学産業株式会社及び連結子会社の平成24年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

EDINET提出書類 日本化学産業株式会社(E00786) 四半期報告書

以 上

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていない。

¹ 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は四半期報告書提出会社が別途保管している。